

一般社団法人日本潰瘍学会各種委員会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本潰瘍学会（以下「当法人」という。）が設置する各種委員会に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 当法人の委員会に関する事項は、定款に別段の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(委員会の設置)

第3条 理事長は、本学会の事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

(設置廃止機関)

第4条 各種委員会の設置及び廃止は、理事会の議決によって行う。

(委嘱)

第5条 委員会の委員長及び委員は関連規程に別に定められた場合を除き、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

(議事録)

第6条 委員長は委員会開催後4週間以内に議事録を作成して、理事長に提出する。

2 事務局は、前項議事録を10年間保存しなければならない。

3 会員は、理事長の承認を得て、前項議事録を閲覧することができる。

(運営)

第7条 委員会は、本規程に定められたことのほかは、各関連規程に従って運営する。

(本規程の運用上の疑義)

第8条 本規程の運用について疑義が生じた場合は、理事会においてこれを決定する。

(改 廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会の承認を要する。

(本規程に記載のない事項)

第10条 本規程に記載のない事項は、別途、理事会が定める他、一般社団及び一般財団法人に関する法律その他の法令及び定款によるものとする。